

投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2025年12月16日

# 米国マイクロキャップ株式ファンド

追加型投信/海外/株式



本書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。  
ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

- ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードすることができます。
- 本書には投資信託約款の主な内容が含まれておりますが、投資信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。
- 投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社から交付されます。ご請求された場合にはその旨をご自身で記録しておくようにして下さい。

**委託会社** ファンドの運用の指図を行う者

**SBI岡三アセットマネジメント株式会社**

金融商品取引業者登録番号:関東財務局長(金商)第370号

**〈照会先〉**

電話番号 **03-3516-1300**

(受付時間:営業日の午前9時~午後5時)

ホームページ <https://www.sbiokasan-am.co.jp>

**受託会社** ファンドの財産の保管及び管理を行う者

**三井住友信託銀行株式会社**

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式 中小型株))	年1回	北米	ファミリーファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

※商品分類及び属性区分の内容は一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)でご覧頂けます。

### 〈委託会社の情報〉

設立年月日:1964年10月6日

資本金:1億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:18,986億円

(資本金、純資産総額は2025年9月末現在)

- この目論見書により行う米国マイクロキャップ株式ファンドの募集については、委託会社は金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年2月14日に関東財務局長に提出しており、その届出の効力は2025年3月2日に生じております。
- ファンドの商品内容に関して重大な約款変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は受託会社により保管され、信託法に基づき分別管理されております。

## ■ ファンドの目的

投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

## ■ ファンドの特色

**1** 米国(一部カナダを含む場合があります。)の上場株式(これに準ずるものを含みます。)のうち、主として相対的に時価総額が小型の株式\*に投資します。

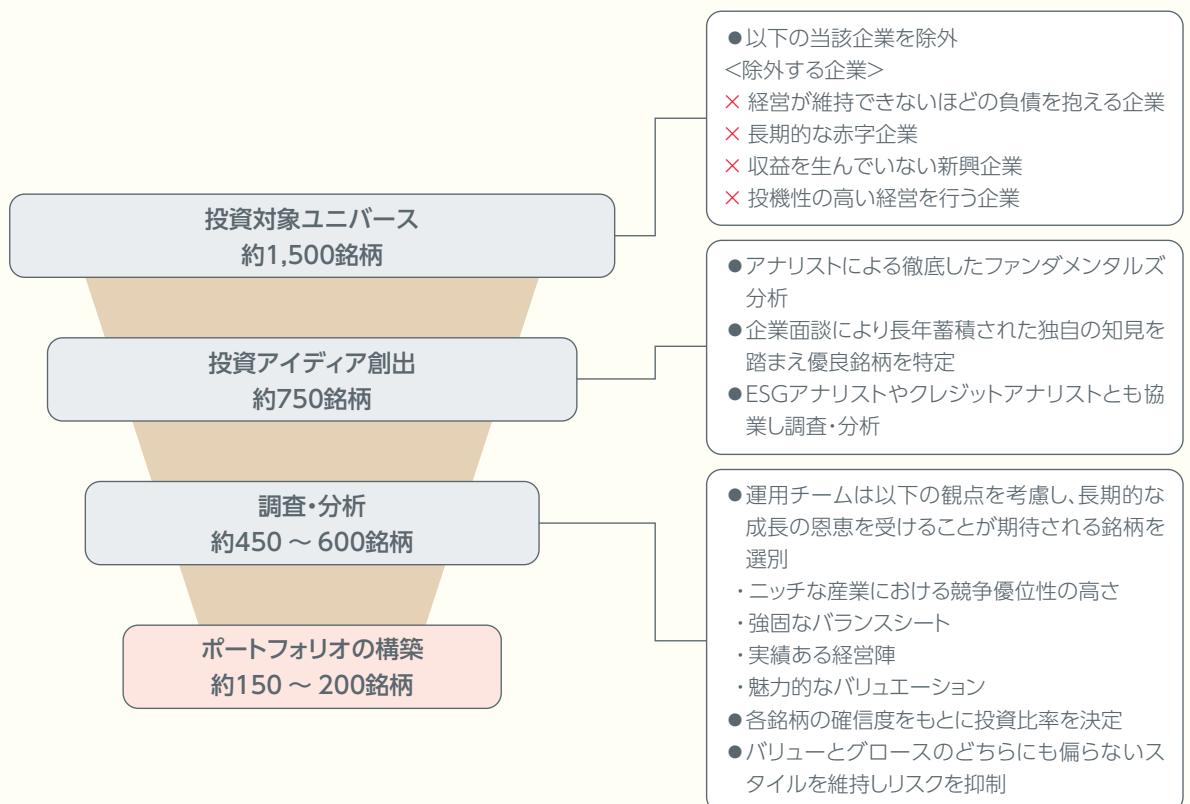
\*ファンドにおいては米国マイクロキャップ株式といい、時価総額2.5～20億米ドルまでの超小型企業の株式を指します。

- 実際の運用は米国マイクロキャップ株式マザーファンド(以下、「マザーファンド」といいます。)を通じて行います。

**2** 株式への投資にあたっては、競争優位性、成長性、収益性の高さを兼ね備えたニッチな産業におけるリーダー企業に着目し、ボトムアップ・アプローチにより銘柄を選別します。

### 「米国マイクロキャップ株式マザーファンド」の運用プロセス

米国マイクロキャップ株式に対する独自の知見と企業調査力を活用した「ボトムアップ・アプローチ」を通じて長期的な成長の恩恵を享受することができる魅力的な投資機会の発掘を目指します。



\*上記運用プロセスおよび銘柄数は、今後変更になる場合があります。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

**3** | マザーファンドにおける運用指図の権限の一部をウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーに委託します。



ウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーは1928年に創業した米国最古の運用機関の一つです。特色のある投資哲学と運用プロセスを有する独立した運用チームと、幅広い投資対象をカバーする充実した調査体制を有した綿密なリサーチ基盤を持つことを強みとしています。

**4** | 株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。

**5** | 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

資金動向、市況動向等によっては上記のような運用ができない場合があります。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



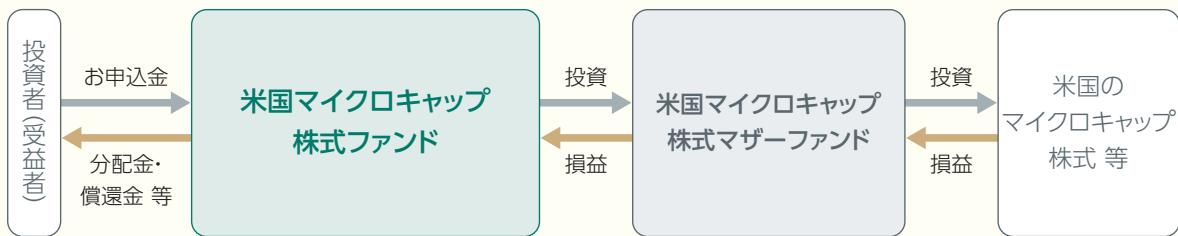
運用実績



手続・  
手数料等

## ● ファンドの仕組み

マザーファンドの受益証券を主要投資対象とするファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、投資家から投資された資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



## ● 主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式(新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。)への実質投資割合には制限を設けません。
- 投資信託証券(マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券等を除きます。)への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- デリバティブ取引は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 外国為替予約取引は、為替変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。

## ● 分配方針

毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、原則として以下の方針に基づき、収益分配を行います。

- 分配対象収益の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。繰越分を含めた経費控除後の配当等収益には、マザーファンドの配当等収益のうち、投資信託財産に帰属すべき配当等収益を含むものとします。
  - 分配金額は、分配対象収益の範囲内で、委託会社が基準価額水準等を勘案して決定します。
- ※ 委託会社の判断により、収益分配を行わないことがあります。  
 ※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

## ■ 基準価額の変動要因

投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。投資信託財産に生じた利益及び損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。

ファンドは、米国の株式等値動きのある有価証券等に投資しますので、組入れた有価証券等の価格の下落等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資しますので、為替相場の変動により損失を被ることがあります。

### ● 主な変動要因

#### 株価変動リスク

株式の価格は、発行会社の業績や財務状況、株式市場の需給、政治・経済状況等の影響により変動します。

一般的にマイクロキャップ株式は、株式市場の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があるため、株価変動リスクが相対的に高くなる可能性があります。

#### 為替変動リスク

外貨建資産は、為替相場の変動により円換算額が変動します。投資対象通貨に対する円高により、外貨建資産の円換算額は減少し、円安により、外貨建資産の円換算額は増加します。

#### 流動性リスク

有価証券等の時価総額が小さく、または取引量が少ないと、市況の急変、取引所の閉鎖等により、有価証券等の売買価格が通常よりも著しく不利な価格となることがあります。

一般的にマイクロキャップ株式は、株式市場の平均に比べて時価総額が小さく取引量が少ないため、流動性リスクが相対的に高くなる可能性があります。

#### 信用リスク

有価証券等の発行体の破綻や財務状況の悪化、および有価証券等の発行体の財務状況に関する外部評価の変化等の影響により、投資した有価証券等の価格が大きく下落することや、投資資金が回収不能となることがあります。

### ● その他の変動要因

#### カントリーリスク

※基準価額の変動要因は上記のリスクに限定されるものではありません。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手数料等

## ■ その他の留意点

- ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- 投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てる必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金申込の受付が中止となる可能性、換金代金の支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。
- ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファンドが投資対象とするマザーファンドを他のベビーファンドが投資対象としている場合に、当該他のベビーファンドにおいて追加設定および一部解約等がなされた場合には、その結果として、マザーファンドにおいても売買等が生じ、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、リスク管理規程において、運用に関するリスク管理方針を定め、運用本部及び運用本部から独立した部署が、運用の指図について運用の基本方針や法令諸規則等に照らして適切かどうかのモニタリング・検証を通じて、運用リスクの管理を行っています。

委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行います。執行役員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。委託会社は、運用指図に関する権限を委託している委託先運用会社の運用状況や業務運営態勢等について継続的にモニタリングを行うとともに、その分析・検証・評価を定期的および必要に応じて行います。

ファンドの  
目的・特色投資  
リスク

運用実績

手続・  
手数料等

## (参考情報)

### ファンドの年間騰落率及び分配金再投資基準価額の推移



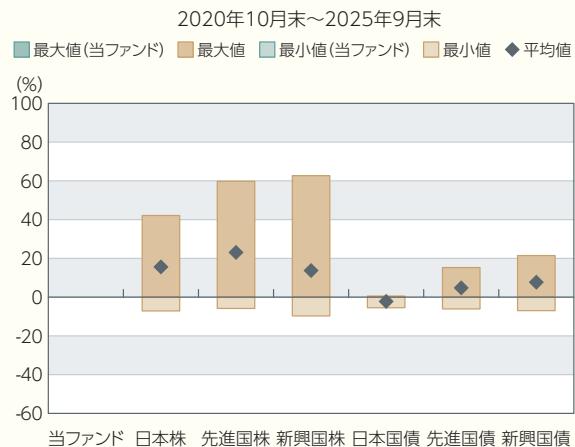
\*分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。

分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額と異なる場合があります。

\*年間騰落率は、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

### ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

グラフは、ファンドと代表的な資産のリスクを定量的に比較できるように作成したものです。



\*全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

\*2020年10月から2025年9月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。

なお、当ファンドの騰落率につきましては、運用期間が1年未満であるため掲載しておりません。

\*決算日に対応した数値とは異なります。

### 各資産クラスの指標

日本 株	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)	東証株価指数(TOPIX) (配当込み)は、日本の株式市場を広範に網羅するとともに、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は株式会社JPX総研又は株式会社JPX総研の関連会社に帰属します。
先進国 株	MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)	MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
新興国 株	MSCIエマージング・ マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。
日本国 債	NOMURA-BPI国債	NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村フィデューシャリー・リサーチ＆コンサルティング株式会社に帰属します。
先進国 債	FTSE 世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。
新興国 債	JPモルガン・ガバメント・ ボンド・インデックス- エマージング・ マーケッツ・グローバル・ ディバーシファイド (円ベース)	JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイド(円ベース)は、J.P. Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケッツ・グローバル・ディバーシファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P. Morgan Securities LLCに帰属します。

#### 代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指標について

騰落率は、データソースが提供する各指標とともに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

(注)海外の指標は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

ファンドの  
目的・特色

投資  
リスク

運用実績

手数料等

## ●基準価額・純資産の推移



\*基準価額は1万口当たり、信託報酬控除後の価額です。

\*分配金再投資基準価額は、決算時の分配金を非課税で再投資したものとして計算しております。

\*設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

## ●分配金の推移

-	-
-	-
-	-
-	-
-	-
設定来累計	-

\*上記分配金は1万口当たり、税引前です。

## ●主な資産の状況

### 資産配分

資産	純資産比率
株式	95.43%
その他資産	4.57%
合計	100.00%

\*マザーファンドを通じた実質比率を記載しております。

### 業種別配分(米国マイクロキャップ株式マザーファンド)

業種	純資産比率
資本財	15.08%
医薬品・バイオテクノロジー・ライフサイエンス	12.20%
エネルギー	10.68%
金融サービス	9.39%
銀行	8.62%

\*組入上位5業種です。

\*比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

### 組入上位銘柄

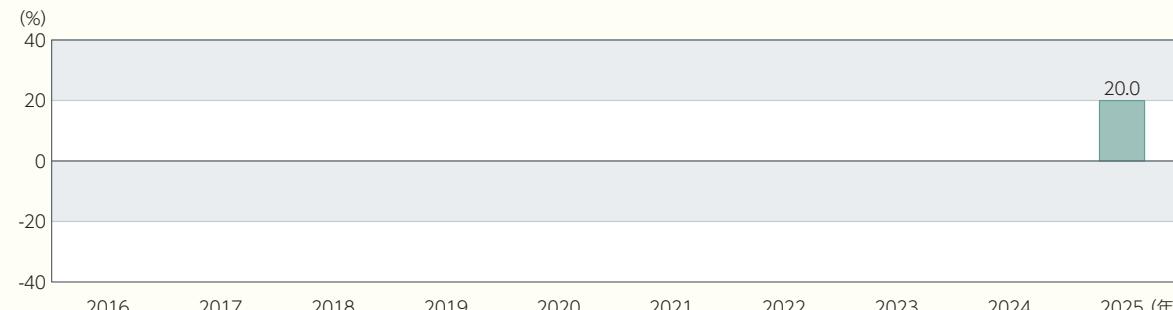
\*組入銘柄は、上位10銘柄もしくは全銘柄を記載しています。

### 米国マイクロキャップ株式マザーファンド

銘柄名	業種	純資産比率
SOLARIS ENERGY INFRASTRUCTURE INC	エネルギー	2.42%
BLUE BIRD CORP	資本財	2.03%
ARTIVION INC	ヘルスケア機器・サービス	2.03%
CECO ENVIRONMENTAL CORP	商業・専門サービス	1.99%
REV GROUP INC	資本財	1.76%
BARRETT BUSINESS SVCS INC	商業・専門サービス	1.76%
ENOVA INTERNATIONAL INC	金融サービス	1.73%
NAPCO SECURITY TECHNOLOGIES INC	テクノロジー・ハードウェアおよび機器	1.62%
SELECT WATER SOLUTIONS INC	エネルギー	1.60%
ENCORE CAPITAL GROUP INC	金融サービス	1.60%

\*比率はマザーファンドの純資産総額に対する比率です。

## ●年間收益率の推移(暦年ベース)



\*ファンドにはベンチマークはありません。

\*2025年はファンドの設定日から9月末までの收益率を示しています。

\*ファンドの年間收益率は、分配金再投資基準価額をもとに算出しています。

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手数料等

過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

最新の運用実績は、委託会社のホームページ、または販売会社でご確認いただけます。

## ■お申込みメモ

	<b>購入単位</b>	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	<b>購入価額</b>	購入申込受付日の翌営業日の基準価額 (当初申込期間中は、1口当たり1円です。)
	<b>購入代金</b>	販売会社の定める期日までにお支払い下さい。 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	<b>換金単位</b>	販売会社が定める単位 ※詳しくは販売会社にご確認下さい。
	<b>換金価額</b>	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を控除した価額
	<b>換金代金</b>	換金申込受付日から起算して、原則として7営業日目から販売会社を通じてお支払いします。
	<b>申込締切時間</b>	当初申込期間 販売会社が定める時間 継続申込期間 原則として、購入・換金の申込みに係る、販売会社所定の事務手続きが午後3時30分までに完了したものを当日の申込受付分とします。なお、販売会社によっては対応が異なる場合がありますので、詳細は販売会社にご確認ください。
	<b>購入の申込期間</b>	当初申込期間 2025年3月4日から2025年3月17日まで 継続申込期間 2025年3月18日から2026年5月15日まで ※申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新する予定です。
	<b>換金制限</b>	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金申込に制限を設ける場合があります。
	<b>購入・換金申込不可日</b>	以下に該当する日は、購入・換金申込の受付を行いません。 ・ニューヨークの取引所の休業日
	<b>購入・換金申込受付の中止及び取消し</b>	取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込の受付を中止することや、すでに受け付けた購入・換金申込の受付を取消すことがあります。



ファンドの目的・特色



投資リスク



運用実績



手続・手数料等

# 手続・手数料等



## その他

信託期間	2046年2月16日まで(2025年3月18日設定) ただし、投資者に有利である場合等は、信託期間を延長することがあります。
繰上償還	投資信託財産の純資産総額が30億円を下回ることとなった場合、やむを得ない事情が発生した場合には繰上償還となることがあります。
決算日	毎年2月18日(休業日の場合は翌営業日) *初回決算日は2026年2月18日です。
収益分配	年1回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は、税金を差し引いた後、決算日の基準価額で再投資します。
信託金の限度額	2,000億円
公告	原則として、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。 <a href="https://www.sbiokasan-am.co.jp">https://www.sbiokasan-am.co.jp</a>
運用報告書	毎決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA(少額投資非課税制度)の適用対象となります。 ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 配当控除および益金不算入制度の適用はありません。 ※上記は、2025年9月末現在の情報に基づくものです。税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

## ■ ファンドの費用・税金

### ● ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入金額(購入価額×購入口数)に、販売会社が独自に定める購入時手数料率を乗じて得た額 <b>購入時手数料率の上限は、3.3%(税抜3.0%)です。</b> 購入時手数料率は変更となる場合があります。 詳しくは販売会社にご確認下さい。	ファンドの商品説明および販売事務手続き等の対価として販売会社に支払われます。
信託財産留保額	<b>1口につき、換金申込受付日の翌営業日の基準価額×0.3%</b>	

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>純資産総額×年率1.958%(税抜1.78%)</b>		
	委託会社	年率1.10%(税抜)	委託した資金の運用の対価です。
	販売会社	年率0.65%(税抜)	運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。
	受託会社	年率0.03%(税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。
[外部委託先報酬] マザーファンドの運用指図に関する権限を委託するウエリントン・マネージメント・カンパニー・エルエルピーが受取る報酬は、委託会社が受取る信託報酬から支払われるものとし、計算期間を通じて毎日、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に年率0.80%を乗じて得た額とします。			
その他費用・手数料	監査費用:純資産総額 × 年率0.0132%(税抜0.012%) 有価証券等の売買に係る売買委託手数料、投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、海外における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入金の利息等を投資信託財産でご負担いただきます。なお、マザーファンドの当該費用につきましては、間接的にご負担いただきます。 ※運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を示すことはできません。		

※運用管理費用(信託報酬)、監査費用は日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6カ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。その他費用・手数料(監査費用を除きます。)はその都度、投資信託財産から支払われます。

※ファンドに係る手数料等につきましては、運用状況等により変動する費用があることから、事前に合計金額もしくはその上限額またはこれらの計算方法を示すことはできません。

#### ご購入からご換金までの費用のイメージ



購入時

##### 購入時手数料

販売会社に直接お支払いする費用



保有期間中

##### 運用管理費用(信託報酬) その他費用・手数料

投資信託財産から間接的に負担する費用



換金時

##### 信託財産留保額

換金代金から控除し投資信託財産に留保する費用

ファンドの目的・特色

投資リスク

運用実績

手続・手数料等

## ●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」について  
少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」は、少額上場株式等  
に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、  
一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから  
生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。  
ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法  
上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該  
当する方が対象となります。  
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上  
記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金に関する記載は、2025年9月末現在の情報に基づくもの  
です。税法が改正された場合には変更になることがあります。  
税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認  
されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

運用報告書作成対象期間の末日が到来していないため、該当する記載事項はありません。



ファンドの  
目的・特色



投資  
リスク



運用実績



手続・  
手数料等

# MEMO

---

当ページは目論見書の内容ではありません。

# MEMO

---

当ページは目論見書の内容ではありません。

